

意見書案第2号

介護職員等の処遇改善への措置を求める意見書（案）

少子高齢化の進行や家族形態の変化等に伴い、介護サービスに対する需要は年々増加している。一方で、介護現場においては深刻な人材不足が続いているほか、大規模災害や物価高騰への対応など、介護事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

介護施設等は、国が定める介護報酬の公定価格制度のもとで運営されており、物価高騰に伴う食材費や物品費、水道光熱費等の上昇分を利用料へ転嫁することが困難な状況にある。このため、多くの介護事業者は厳しい経営を余儀なくされている。

また、令和6年度賃金構造基本統計調査によると、介護職員等の平均賃金は全産業平均を大きく下回る状況にある。令和6年度介護報酬改定ではプラス1.59%の改定が行われたものの、他産業との賃金格差の解消には十分とは言えず、継続する物価高騰への対応も依然として課題となっている。

特に地方においては、高齢化の進行や人口減少により介護人材の確保が一層困難となっており、地域における介護サービス提供体制の維持が重要な課題となっている。このような状況が続けば、介護人材のさらなる流出や不足を招き、介護サービスの質の低下や安定的なサービスへの支障が懸念される。

よって、国においては、介護サービスの安定的な提供体制を維持するとともに、介護人材の確保及び定着を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 介護職員等の賃金向上及び処遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 2 物価高騰による介護事業者の負担軽減を図るため、必要な財政措置を講じること。
- 3 介護人材の確保及び定着を促進するため、総合的な支援策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿